

2010.12.13 ジェンダーと人間社会 (東北大学)

労働問題とジェンダー

田中重人

東北大学 文学部 人文社会学科

日本語教育学専修

【課題】

労働市場と

通常の経済的取引とのちがい

→ なぜ？

- ・ 性別に言及すること

【方式】

- 最初と最後に執筆時間
- なんでも参照可（参考資料欄に明記）
- 相談してよい
- 成績とは無関係

【労働市場とは】

売り手 = 労働者

買い手 = 企業 / 事業主 / 使用者

どこで買い物するか

VS.

だれを雇うか

【解雇権濫用法理】

客観的に合理的な理由を欠き、
社会通念上相当であると認められない
解雇は無効

(労働契約法 16 条)

店員の性別による店の選択

VS.

応募者の性別を指定した求人

【性差別の禁止】

募集および採用について、

性別にかかわらずなく均等な機会

を与えなければならない

(男女雇用機会均等法 5 条)

カルテルを組んで値上げ

VS.

労働組合が賃金交渉

【労働三権】

- 団結権
- 団体交渉権
- 争議権

(憲法 28 条、労働組合法)

【説明とは】

- 科学的な因果説明
- 歴史的説明
- 規範的説明

【産業革命】

【産業革命】

Industrial Revolution (18c 末～ 英)

- 技術革新による生産性向上
- 近代的工場制度
- 資本主義

【階級闘争】

生産手段を所有するか？

資本家 (bourgeoisie)

VS.

労働者 (proletariat)

Karl Marx の予言

社会主義運動

→ 修正主義、社会民主主義

自由放任 → 修正資本主義

→ 市場への介入

【社会的ジレンマ】

ミクロの合理性

→ マクロな非合理

共有地の悲劇：

牧草地を共有で使っていると、多くの牛が放牧されて荒廃してしまう

→ 解決法は？

労働者の窮乏化

→ 労働力再生産問題

【自由権】

労働の従属的性格

奴隷制との区別

- ・ やめる自由
- ・ 対等な交渉力

交渉力の2つの源泉

Exit: やめることで相手に与えるダメージ

Voice: 交渉そのものに投入できる資源

公序良俗

公の秩序又は善良の風俗

に反する事項を目的とする法律行為は、
無効とする

(民法 90 条)

【雇用の公的性格】

労働基準法

1970年代までの判例

均等法（1985）

【社会権】

すべて国民は、

健康で文化的な最低限度の生活

を営む権利を有する

(憲法 25 条)

【福祉国家】

政府 (公的扶助と社会保険)

家族 (配偶者と未成熟の子)

労働市場

【労働問題と性別】

- 差別禁止の実効性
- 「隠れた」差別的慣行
- 自己選択

継続的就業者の特権

+

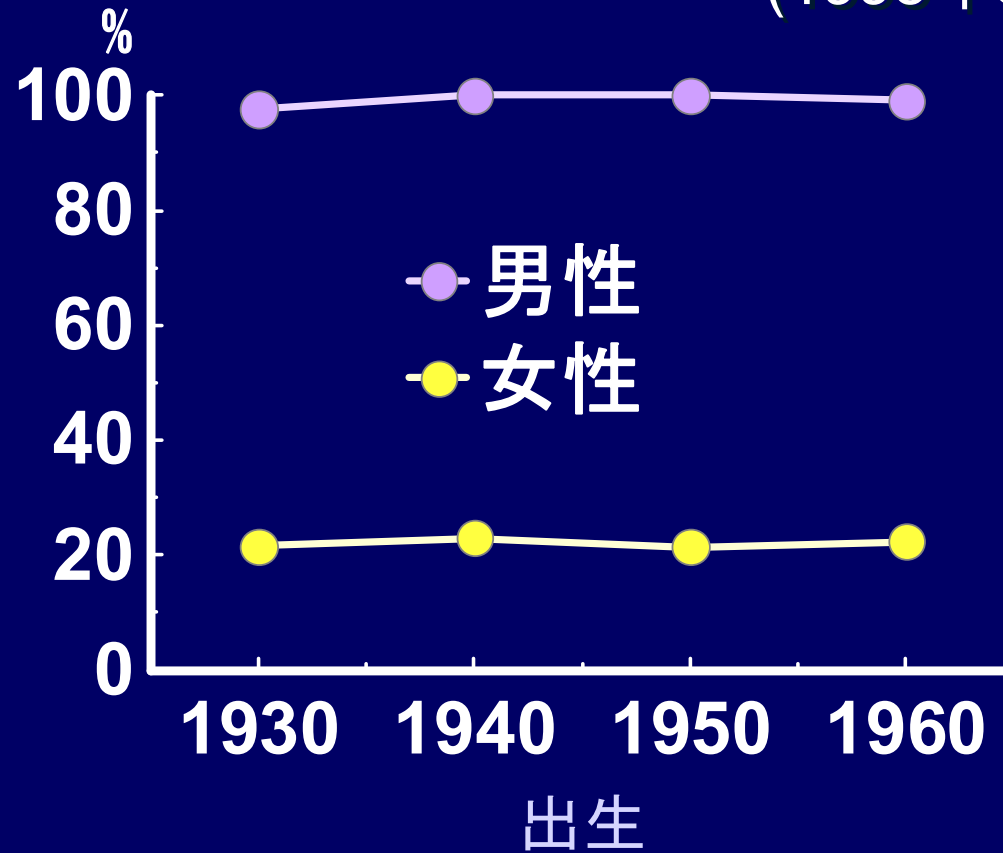
男女間の継続就業率のちがい

↓

男女間の格差

結婚・育児期のフルタイム継続率 (出生年別)

(1995年SSM調査)



安定性と柔軟性のトレードオフ

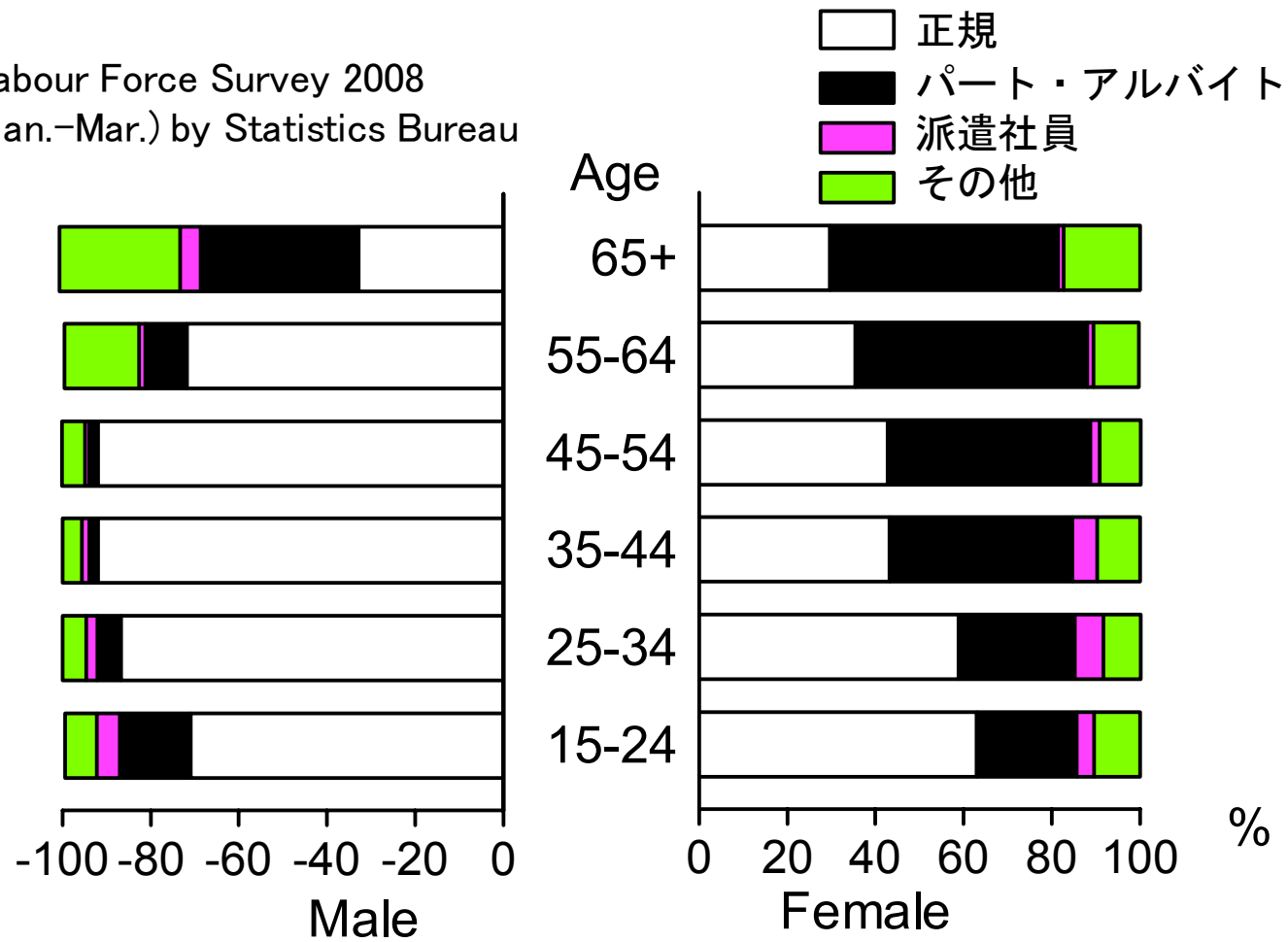
+

性別分業

↓

女性の非正規雇用

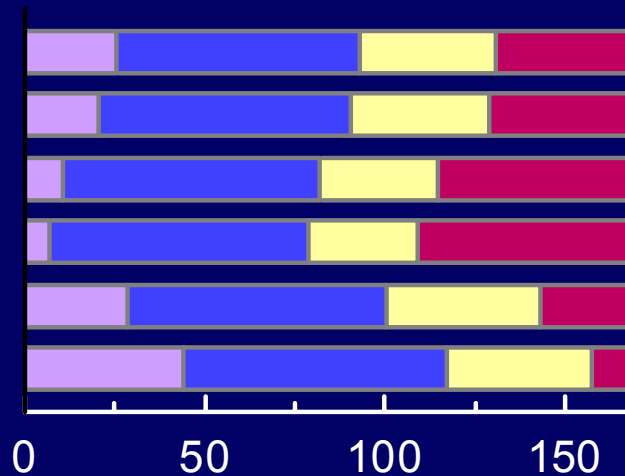
Labour Force Survey 2008
(Jan.-Mar.) by Statistics Bureau



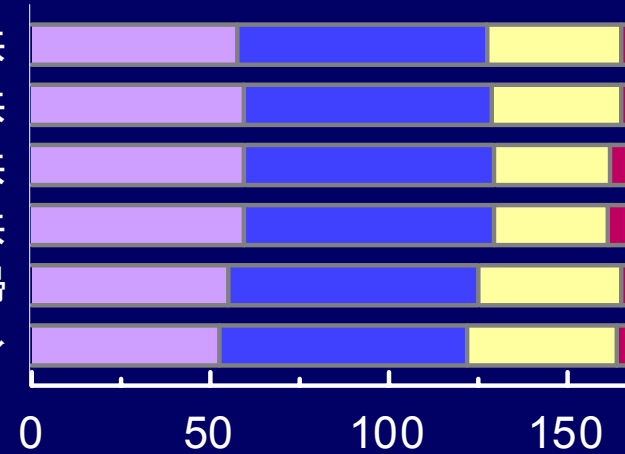
ライフステージと生活時間 (時間/週).

2001 年社会生活基本調査 (総務省)

女性



男性



仕事 必需行動 余暇 家事